災害時における飲料の供給に関する合意書

長野県伊那市（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により、災害発生時における飲料の供給に関する合意書を締結する。

（要請）

第１条　甲は伊那市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、伊那市災害対策本部が設置された場合において､飲料を調達する必要があると認めるときは、乙に対し飲料の供給を要請し、乙は当該要請に基づき飲料を供給する。なお、飲料を調達する必要があると認められるときとは、次に掲げる場合をいう。

（１）甲の区域内に震度５弱以上の地震又は同等以上の災害が発生、若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部が設置され、その災害対策本部から物資の提供について要請があったとき。

（２）その他、甲が必要と認めるとき。ただし、この場合において甲は乙に対し、要請の前に協議を行うものとする。

（供給飲料の範囲）

第２条　乙が甲の要請に基づき供給する飲料及びその対価は、次に掲げるとおりとする。

（１）乙は、災害対応型自動販売機（以下「当自動販売機」という。）の機内飲料を甲に無償提供する。

（要請の方法）

第３条　甲が乙に飲料の供給の要請を行うときは、飲料無償提供要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法で要請し、その後、飲料無償提供要請書（様式１号）を送付するものとする。

２　大規模地震等の災害により通信手段が途絶し、甲から乙への連絡が不能となったときは、甲は、乙に対し要請を行うことなく、前条の飲料を使用することができるものとする。ただし、通信が回復した後、速やかに乙に連絡を行うものとする。

（自動販売機鍵運用方法）

第４条　乙は、甲に対し当自動販売機における無償提供設定用として鍵を預け、甲は第１条の要請にて運用するものとする。

２　甲が、前項以外の目的で使用した事実が確認された場合、乙は甲に対し損失分の請求を行うことができるものとする。

（鍵の紛失）

第５条　甲が当自動販売機における無償提供設定用の鍵を紛失した場合は、直ちに乙に連絡すると共に甲の負担で鍵の交換を実施するものとする。

（合意書の有効期限）

第６条　この合意書の有効期限は令和９年４月１日から令和１２年３月３１日までとする。

（疑義の決定）

第７条　この合意書に定めのない事項及びこの合意書に疑義があるときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この合意書を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　長野県伊那市下新田３０５０番地
長野県伊那市
伊那市長　　吉　田　　浩　之　㊞

乙　　住所

氏名

様式第１号（第３条関係）

飲　料　無　償　提　供　要　請　書

令和　　年　　月　　日

○○○
　○○○　　様

伊那市長　　吉田　浩之

災害時における飲料の供給に関する合意書第１条の規定により、貴社が所有する災害対応型自動販売機『機内飲料』の無償提供を要請します。

○　無償提供開始日時

年　　月　　日　　時

○　無償提供を要請する災害対応型自動販売機の設置場所

□＜施設名＞　　＜設置場所＞
□＜施設名＞　　＜設置場所＞
□＜施設名＞　　＜設置場所＞
□＜施設名＞　　＜設置場所＞
□＜施設名＞　　＜設置場所＞

該当自販機に「✓」をつける。